

第35回帯広市農業委員会議事録

- 1 開催日 令和4年4月27日(水)
- 2 開催時間 午後1時30分開会 午後2時10分閉会
- 3 開催場所 大正農業者トレーニングセンター 大集会室
- 4 出席委員 26名
 - 1番 兒玉 康英
 - 2番 吉田 宏一
 - 3番 小倉 豊
 - 4番 堀口 宏敏
 - 5番 荒川 満雄
 - 6番 松金 栄治
 - 7番 廣瀬 智美
 - 8番 中村 博志
 - 9番 尾関 健一
 - 10番 野原 幸治
 - 11番 丸谷 友姫
 - 12番 合歓垣 利隆
 - 13番 岩城 利寛
 - 14番 森 和裕
 - 15番 飯田 祐一
 - 16番 梶川 毅
 - 17番 山崎 博之
 - 18番 深田 敬吾
 - 19番 濱野 敏夫
 - 20番 石崎 一彦
 - 21番 吉田 利彦
 - 22番 廣瀬 文彦
 - 23番 石川 俊浩
 - 24番 室崎 公一
 - 25番 中村 正信
 - 26番 中谷 敏明
- 5 欠席委員 なし
- 6 議事録署名委員
 - 3番 小倉 豊
 - 4番 堀口 宏敏
- 7 議事内容
 - (1) 報告第1号 農業委員会事務について
 - (2) 報告第2号 現況証明書発行等に関する専決処分について
 - (3) 報告第3号 農地法第4条及び第5条の規定に基づく意見聴取に係る専決処分について
 - (4) 議案第1号 農地法第3条に関する下限面積について
 - (5) 議案第2号 農地等の権利移動許可申請に対する決定について
 - (6) 議案第3号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見について
 - (7) 議案第4号 農用地利用集積計画の案の決定について
- 8 傍聴人 なし
- 9 事務局 出席職員
 - 事務局長 山名 克之 農地課長 境 憲行
 - 農地係長 佐々木 正人 農地係主任補 齊藤 千紘
 - 農地係係員 伊藤 智哉

事務局 議長	ご起立願います。礼。ご着席ください。
中谷 会長	ただいまより、第35回帯広市農業委員会を開会いたします。 (会長より、近況を含め挨拶)
事務局 議長	議事に先立ち、4月1日付け人事異動についての報告がございます。 事務局より説明させます。
事務局 議長	(農政部及び農業委員会事務局職員の人事異動に関する報告) ありがとうございました。 それでは、令和4年度農林水産業費予算概要および農業委員会関連予算について、 また、昨年10月に米沢市長へ提出をいたしました「令和4年度帯広市農業振興予算 に関する要望」の対応状況とあわせて、事務局より説明させます。
事務局(境課長) 議長	(令和4年度農政部関連予算および要望への対応についての説明) 以上、令和4年度農林水産業費予算の概要、および要望への対応状況について説明を いただきましたが、委員の皆さんからご質問等はありませんか。
(委員) 議長	(なし) 特に無いようですので、以上で終了とさせていただきます。
議長	それでは議事に入ります。 初めに、本日の委員会の会期についてお諮りいたします。 会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
(委員) 議長	(なし) ご異議が無いようですので、会期は本日1日限りと決定いたしました。 次に、事務局から諸般の報告を申し上げます。
事務局 議長	報告いたします。 本日の出席委員は26名、全員です。 委員の出席数が定足数に達しておりますことから、本日の総会が成立していること をご報告いたします。 本日の議事は、開催次第3.次第にあるとおり、報告が3件、議案が4件、 その他が2件でございます。 (配布資料の確認) 以上です。
議長	次に、帯広市農業委員会会議規則により、議事録署名委員を指名いたします。 本日の議事録署名委員には、3番 小倉委員、4番 堀口委員を指名いたし ますので、よろしくお願ひいたします。 報告案件に入る前に、事務局より本日の総会の進行について説明させます。

事務局(境課長)	<p>総会の進行にあたり、感染予防策の一環として極力開催時間を短縮するため、事前にお配りしております報告案件につきましては、第1号及び第3号の説明を省略し、議案につきましても表現を省略するなど簡略化しておりますので、ご理解・ご協力をお願い致します。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは報告案件に入ります。報告第1号及び第3号につきましては、事前に資料を送付し、内容をご確認頂いておりますので省略いたします。</p>
小倉調査委員長	<p>では、報告第2号「現況証明書発行等に関する専決処分について」を報告いたします。まず、3月分の調査結果について、小倉調査委員長より報告をお願いします。</p> <p>2頁 報告第2号 1 現況証明の附番51から54の4件について現地調査をしたところ、非農地であることを確認いたしました。</p>
議長	<p>以上で、3月分の報告を終わります。</p> <p>ありがとうございました。</p>
野原調査委員長	<p>次に、4月分の調査結果について、野原調査委員長よりお願いいたします。</p> <p>2頁 報告第2号 1 現況証明の附番45の1件について現地調査をしたところ、非農地であることを確認いたしました。</p>
議長	<p>以上で、4月分の報告を終わります。</p> <p>ありがとうございました。</p>
(委員)	<p>以上、両調査委員長より報告がありましたが、ご質問等ございませんか。</p> <p>(なし)</p>
議長	<p>特に無いようですので、報告第2号はこれで終わります。</p> <p>以上で、報告案件はすべて終了いたしました。</p>
事務局(佐々木係長)	<p>これより議案の審議に入ります。</p> <p>議案第1号「農地法第3条に関する下限面積について」を議題といたします。</p> <p>議案の内容について、事務局より説明させます。</p>
議長	<p>農地法第3条第2項第5号の規定による下限面積について、次のとおり決定を求めます。</p> <p>(議案第1号、農地法第3条に関する下限面積について朗読・説明)</p> <p>それでは審議に入ります。</p> <p>事務局からの説明に対するご質問、あるいは原案のとおり決定することについてご異議ございませんか。</p>
(委員)	<p>(なし)</p>

議 長

ご異議が無いようですので、本案件は原案のとおり決定いたしました。

次に議案第2号「農地等の権利移動許可申請に対する決定について」を議題といたします。議案の内容について、事務局より説明させます。

事務局(佐々木係長)

農地法第3条の規定による次の許可申請に対する可否について、決定を求めます。
(議案第2号、附番1の贈与による所有権移転1件、附番2及び5の賃貸借2件、附番3の使用貸借1件、附番4の売買による所有権移転1件について、調査書に基づき朗読・説明)

以上附番1から5の5件につきましては、農地法第3条第2項の各号に規定されている「許可できない要件」のいずれにも該当しないものと考えます。

議 長

それでは、まず地区担当委員の意見を伺います。

附番2について、山崎委員よりお願いいたします。

山 崎 委 員

附番2について、意見を申し上げます。借り主は、地域で営農を行っている認定農業者であり、申請農地の周辺で営農に従事しています。これまでも周辺農地の利用に支障が生じるような営農はしていないことから、全部利用要件や地域調和要件についても問題はないと考えます。意見は以上です。

議 長

ありがとうございました。次に附番4について、室崎委員よりお願いいたします。

室 崎 委 員

附番4について、意見を申し上げます。受け人は、地域で営農を行っている認定農業者であります。申請農地は、昔は河川でしたが、現在は農地として隣接農地と一体で利用されていること、また営農状況についても周辺農地の利用に支障が出ていないことから、全部利用要件や地域調和要件についても問題はないものと考えます。

意見は以上です。

議 長

ありがとうございました。次に附番5について、深田委員よりお願いいたします。

深 田 委 員

附番5について、意見を申し上げます。借り主である法人は、中札内村を中心に営農を行っている農地所有適格法人であり、申請農地は法人構成員である後継者が使用貸借し、営農しておりましたが、法人化により法人が継続して営農するものです。これまでも周辺農地の利用に支障が生じるような営農はしていないことから、全部利用要件や地域調和要件についても問題はないと考えます。意見は以上です。

議 長

ありがとうございました。それでは審議に入ります。ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは申請どおり許可することについてご異議ございませんか。

(委 員)

(なし)

議 長

ご異議が無いようですので、申請どおり許可することと決定いたしました。

次に議案第3号「農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」を議題といたします。

議案の内容について、事務局より説明させます。

事務局(伊藤係員)	農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業振興地域整備計画の変更の申し出について、意見を求めます。
	(議案第3号、「1.農用地利用計画」附番1の農業用施設用地への用途変更1件について調査書に基づき朗読・説明)
議 長	それでは、まず地区担当委員の意見を伺います。
	「1.農用地利用計画」附番1について、梶川委員よりお願いいたします。
梶 川 委 員	それでは意見を申し上げます。附番1です。事業実施の確実性、周辺農地や周辺環境への影響について確認したところ、農地を転用せず、既存宅地内で農機具格納庫を建てる計画であることから、効率的な土地利用であると考えます。説明は以上です。
議 長	ありがとうございました。それでは審議に入ります。ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは当該計画の変更についてご異議ございませんか。
(委 員)	(なし)
議 長	ご異議が無いようですので、本件は当該計画の変更に関し異議の無い旨、帯広市長へ回答することといたします。
	次に、議案第4号「農用地利用集積計画の案の決定について」を議題といたします。
	議案の内容について、事務局より説明させます。
事務局(佐々木係長)	農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、次の農用地利用集積計画の案について決定を求めます。
	(議案第4号、一般分(1)賃借権の設定 附番1から20の20件について、調査書に基づき朗読・説明。)
	以上につきましては、農用地の効率的利用や農作業の常時従事など農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしているものと考えます。
議 長	それでは審議に入ります。事務局からの説明に対するご質問、あるいは原案のとおり決定することについてご異議ございませんか。
(委 員)	(なし)
議 長	ご異議が無いようですので、本案件は原案のとおり決定いたしました。
	以上で、議案の審議は全て終了いたしました。
	続いて「その他」に入ります。
	「帯広市農業委員会農地等の利用最適化の推進に関する指針」について、事務局より説明させます。
事務局(佐々木係長)	(「帯広市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針」についての説明)
議 長	ただいまの説明について、ご質問等ございませんか。
(委 員)	(なし)

議	長	ご質問等が無いようですので、原案のとおりといたします。
		次に「農用地利用集積計画（利用権の設定等）の手続き」について、事務局より説明させます。
事務局(佐々木係長)		（「農用地利用集積計画（利用権の設定等）の手続き」についての説明）
議	長	ただいまの説明について、ご質問等ございませんか。
（ 委 員 ）		（なし）
議	長	ご質問等が無いようですので、これで終わります。
		予定されていた案件は以上となりますが、他に、委員の皆さんから何かございませんでしょうか。
（ 委 員 ）		（なし）
議	長	特に無いようですので、以上で終了いたします。
		次に、事務局より連絡事項を説明させます。
事務局(佐々木係長)		（事務局から連絡事項の説明）
議	長	ただいまの連絡事項に関して、ご質問はございませんか。
（ 委 員 ）		（なし）
議	長	以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。
事 務 局 長		ご起立願います。お疲れさまでした。